

県有施設における電気自動車用充電設備導入事業の事業者選定に係る 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 目的

我が国における温室効果ガス排出量の約2割を占めている運輸部門において、排出量の削減を図るためには、ガソリンを使用しない電気自動車（EV）等の普及促進の取組みが重要となっている。

県においても、令和6年1月に改定した愛媛県地球温暖化対策実行計画において、ガソリン車から電動車への転換を推進しており、県が所有する施設（以下、「県有施設」という。）に充電設備を導入することにより、EVの普及に寄与する利用環境の整備と、県有施設への誘客促進を図るとともに、脱炭素社会の実現を目指すことを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業名

県有施設における電気自動車用充電設備導入事業

(2) 事業内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 対象施設（予定）

仕様書「4 EV充電設備等を設置する施設」の別紙（設置希望場所）のとおり

3 応募要件

提案できる者は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とします。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 本事業又は類似の事業の実績があること。
- (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(6) 次の要件を満たすこと。

ア 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

イ 6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。

ウ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

エ 県税その他の租税を滞納していないこと。

4 協定

県と事業者は、本事業を円滑に実施するため、協定を締結するものとします。

5 スケジュール

(1) 募集開始	令和6年10月28日(月)
(2) 質問受付期限	令和6年11月8日(金)17時
(3) 参加申込書受付期限	令和6年11月8日(金)17時
(4) 質問回答	令和6年11月13日(水)
(5) 企画提案書受付期限	令和6年11月25日(月)17時
(6) 審査会(予定)※書面審査	令和6年11月下旬
(7) 結果通知(予定)	令和6年12月上旬

6 参加申込の方法等

(1) 提出書類

参加申込書(様式第1号)

同種・類似業務実績整理表(様式第2号)

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和6年11月8日(金)17時【必着】

(4) 提出方法

持参又は郵送

7 資料の提供について

参加申込者に対し、対象施設の駐車場を確認できる資料を提供する。

8 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質疑がある場合は、質問書（様式第3号）を提出すること。ただし、質疑は企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

なお、口頭や電話等による質疑は受け付けない。

(2) 提出期限

令和6年11月8日（金）17時【必着】

(3) 提出方法

電子メール ※送信後は、必ず電話により届いたことを確認すること。

(4) 質問に対する回答

令和6年11月13日（水）までに電子メールにより送付します。

9 企画提案書の提出について

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号） 6部（正本1部、副本5部）

イ 事業者調書（様式第5号） 6部（正本1部、副本5部）

※会社概要書（パンフレット等）、商業登記簿謄本を添付

ウ 誓約書（様式第6号） 1部

エ 財務諸表 1部

（直近2年分の貸借対照表及び損益計算書）

※企画提案書はA4版、長編綴じ（A4での作成が適当でない場合はA3折込使用も可）とし、「様式第4号」を表紙として、「10 企画提案書の内容」の項目内容を記載した別紙（様式任意）を添付し、作成すること。

また、企画提案書の別紙については、ページ番号を記載すること。

※なお、県が必要と認めるときは、追加資料を求める場合がある。

(2) 提出期限

令和6年11月25日（月）17時【必着】

(3) 提出方法

持参又は郵送

10 企画提案書の内容

以下の項目について、仕様書、企画提案書評価基準等を参考に作成し提出すること。

(1) 本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。

(2) 事業者は、施設の駐車場区画等を十分に考慮するとともに、施設の運用・維持管理等に支障をきたすことのないようEV充電設備の規模を企画し、その整備方針等（設備の仕様や設置口数など）を示すこと。

(3) 事業実施期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。

(4) 利用料金形態について示すこと。また、EV充電設備の利用方法を示すこと。

(5) 災害レジリエンス強化に資するEV充電設備の活用方法があれば積極的に提案すること。

(6) その他当該事業の目的に資する提案があれば積極的に提案すること。

11 審査・選考方法

- (1) 選定に当たっては、県が設置する審査会において、別紙「審査基準」に基づき、企画提案書の書面審査を実施する。(プレゼンテーションは実施しない)
- (2) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ア 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - イ その他、企画提案者を事業の実施候補者とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。
- (3) 企画提案者が1者の場合であっても企画提案等の評価を行い、実施候補者としての可否を審査する。

12 審査結果

審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。
なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書類の作成及び提出並びに企画提案審査等にかかる経費は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容をベースに県と事業者が協議を行い、実施する内容を決定していきます。
- (5) 虚偽の記載等があった場合には、当該企画提案は選定後であっても無効とします。

14 問合せ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟
愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課
ゼロカーボン推進グループ
TEL : 089-912-2349 FAX : 089-912-2344
Eメール : kankyous@pref.ehime.lg.jp